

札幌市自立支援協議会組織図 (令和6年7月1日)

Aさんの
支援ケース

Bさんの
支援ケース

Cさんの
支援ケース

Dさんの
支援ケース

ニーズから考えられる課題

地域部会
連絡会

地域部会 (10区)

- ・障がい者やその家族等の暮らしやすい地域づくりが目的
- ・地域課題の発掘・解決

・・・
課題解決への
施策提言等
・部会員の資質向上
・分野別に情報共有

就労支援推進部会

相談支援部会

子ども部会

専門部会
連絡会

運営会議
・協議会全体の運営に関する議論
会長、副会長 各1名
地域部会長 5名
専門部会長 3名

プロジェクトチーム
・特別の事項を調査審議
・運営会議委員が担当を持つ

地域生活支援拠点検証委員会
地域生活支援拠点に関する検証、検討、報告
・地域生活支援拠点の事業所
・相談支援部会
・運営会議

全体会

・意思決定の場
【25名以内／互選により会長と副会長／任期2年／臨時委員可】
地域部会長 10名
専門部会長 3名
学識経験者、医療、発達、社協、まちづくり士、生活困窮

協議会は、関係機関等（法第89条の3の「関係機関等」をいう。以下同じ。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者又は障がい児への適切な支援に関する情報共有及び地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場とするとともに、障がい福祉計画の策定及び変更並びに障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進について市長の求めに応じ意見を述べるものとする。

【札幌市自立支援協議会設置要綱 第1条の2】